

総合評価方式の手引き（建設工事）一部改正（平成 29 年 12 月）の概要

平成 29 年 12 月
会津若松市契約検査課

このことについて、総合評価方式の手引き（建設工事）のうち、「施工計画の適切性に関する評価」及び「技術提案に関する評価」に関し、様式関係記載留意事項等を次のように改めましたので、お知らせします。

なお、本改正措置は、平成 29 年 12 月 1 日以後に公告する総合評価方式の入札を行う建設工事について適用します。

1 施工計画の適切性に関する評価について

- ・許容最小文字の大きさを指定し、指示が守られていない場合、当該項目を評価しないこととしました。
- ・評価に当たっての考え方として、評価（加点）しない提案を明示しました。
- ・工事管理組織体制の提案において、記載を求める事項を明示しました。

(1) 施工計画書

改正後		改正前	
第 5 号様式（その 1～その 4）（施工計画書）		第 5 号様式（その 1～その 4）（施工計画書）	
項目	記載留意事項	項目	記載留意事項
指定枚数等	1 指定された様式（第 5 号様式（その 1～その 4））に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。 2 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字の大きさ以上の大きさとしてください。 3 提出様式の記載文字の大きさが守られていない場合、当該項目を評価しませんので注意してください（他の様式及び当該様式における他の評価項目は評価します）。ただし、第 5 号様式（その 1）「1 工程計画」の表内及び第 5 号様式（その 3）「3 工事管理組織体制」の体制図内に記載する文字についてはこの限りではありません。 4 施工計画書については、当該工事の内容を設計図書等により十分把握したうえで、記載すること。 5 施工計画書への記載に際して	施工計画書	1 指定された様式（第 5 号様式（その 1～その 4））に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。 2 施工計画書については、当該工事の内容を設計図書等により十分把握したうえで、記載すること。 3 施工計画書への記載に際して

	は、次のア～ウに掲げる事項等に十分留意すること。 ア 各項目において、当該工事の目的・内容に適合した記載内容になっているか。 イ 各項目において要求する事項に対し、ポイントをおさえた記載となっているか。 ウ 各項目において記載内容は充実した内容になっているか。		は、次のア～ウに掲げる事項等に十分留意すること。 ア 各項目において、当該工事の目的・内容に適合した記載内容になっているか。 イ 各項目において要求する事項に対し、ポイントをおさえた記載となっているか。 ウ 各項目において記載内容は充実した内容になっているか。
<u>評価しない提案</u>	<u>1 施工計画に係る評価に当たっては、次に掲げる内容は評価（加点）しません。</u> <u>ア 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容</u> <u>「…努める」「必要に応じ…」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。</u> <u>イ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容</u> <u>第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。</u> <u>ウ 設計図書や法令等を逸脱した内容</u> <u>設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。</u> <u>※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、施工計画書に記載した内容について履行の義務を負います。</u>		
<u>工事管理組織体制（第5号様式</u>	<u>1 工事管理組織体制の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</u> <u>ア 現場代理人、監理（主任）技術者に加え、施工に関し必要な管理担当（部門）等を含めて記載し、かつ、管理担当（部門）</u>		

<u>（その 3） 関係</u>	<u>毎に配置を予定している責任者の氏名及び当該者の有する資格を併せて記載すること。</u> <u>イ 工事管理組織体制に加え、安全管理体制及び危機管理体制について、併せて記載すること。</u> <u>ウ 本項目は、記載許容文字の制限の範囲外としているが、判読可能な大きさの文字で記載すること。</u>	
--------------------------	---	--

2 技術提案に関する評価

- ・ 許容最小文字の大きさを指定し、指示が守られていない場合、当該項目を評価しないこととしました。
- ・ 評価に当たっての考え方として、評価（加点）しない提案を明示しました。

(2) 技術提案書

改正後		改正前	
第 6 号様式（技術提案書）		第 6 号様式（技術提案書）	
項目	記載留意事項	項目	記載留意事項
<u>指定 枚数 等</u>	1 指定された様式（第 6 号様式）に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。 2 「○利用条件」の欄には次の事項がある場合に記入すること。 (1) 排他的権利を含む提案である場合の利用条件 (2) 新たに遵守しなければならない。関係諸法令とその対応について 3 「技術提案に対する評価項目」ごとに用紙 1 枚とすること。（「技術提案に対する評価項目」が 1 項目設定されている場合は用紙 1 枚に、2 項目設定されている場合は項目ごとに 1 枚、計 2 枚にまとめて提出してください。 <u>4 記載する文字は、枠外に記載してある「許容大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。</u> <u>5 提出様式の記載文字の大きさに 関する指示が守られていない場</u>	<u>技術 提案 書</u>	1 指定された様式（第 6 号様式）に記載すること。指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。 2 「○利用条件」の欄には次の事項がある場合に記入すること。 (1) 排他的権利を含む提案である場合の利用条件 (2) 新たに遵守しなければならない。関係諸法令とその対応について 3 「技術提案に対する評価項目」ごとに用紙 1 枚とすること。（「技術提案に対する評価項目」が 1 項目設定されている場合は用紙 1 枚に、2 項目設定されている場合は項目ごとに 1 枚、計 2 枚にまとめて提出してください。）

	<u>合、当該項目を評価しません。（０点とします）ので注意してください。ただし、記載文字の大きさに関する指示が守られていない箇所が技術提案を求めた２項目のうち１項目である場合は、残りの１項目については評価します。</u> <u>６ 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式内の各項目の記載欄（高さ等）は変更しても差し支えありません。</u>	
評価しない提案	<u>１ 技術提案に対する評価に当たっては、次に掲げる内容は評価（加点）しません。</u> <u>ア 標準的な対応に留まる内容</u> <u>法令、共通仕様書、設計図書等に示された内容がそのまま記載されているものは評価しません。</u> <u>イ 曖昧な表現など履行の具体性に欠ける内容</u> <u>「…努める」「必要に応じ…」など表現が抽象的で履行の具体性が不明確な内容は評価しません。</u> <u>ウ 履行の確実性・実効性に疑義がある内容</u> <u>第三者（施設管理者を含む。）との調整や協力が前提となる内容や現場の諸条件が考慮されていない内容は評価しません。</u> <u>エ 設計図書や法令等を逸脱した内容</u> <u>設計図書に明示している内容や法令に定められている基準値等を逸脱している内容は評価しません。</u> <u>※ 総合評価方式による入札を経て、請負契約を締結した場合、受注者は、技術提案書に記載した技術提案について履行の義務を負います。</u>	